

行政訴訟「M」最高裁勝利判決報告集会アピール

「上告棄却」と最高裁が勝利決定！

10月15日、最高裁判所は、第一審原告・第二審の原告東海旅客鉄道株式会社（以下「会社」）が、中央労働委員会を相手に行政命令の一部取消を求めた行政訴訟事件の上告審（「最高裁平成26年（行ヒ）第26号」）に対して、東京高等裁判所の下した判決を支持した組合側勝訴の「上告棄却」と決定を下しました。

この事件は、名古屋車両所分会が「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」として、愛知県労働委員会に救済申し立て、その結果、2005年5月22日から同年9月12日までに、会社が撤去した組合掲示物9点中の9点が「不当労働行為にあたる」として、私たちの主張を認める「完全勝利」の命令を下しました。さらに中央労働委員会の再審査では、9点の組合掲示物のうちで7点を「労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」との救済命令を下しました。しかし会社は、中央労働委員会の命令を不服として、国を相手取り「不当労働行為救済命令一部取消請求事件」として行政訴訟の申し立てをしました。第一審の東京地方裁判所では、会社の主張を退け組合側勝利の判決を出し、さらに第二審の東京高等裁判所では、中央労働委員会の出した命令の内7点中5点を支持した組合側の「勝利判決」を出しました。しかし、2013年10月15日、会社は反省することも無く最高裁判所に上告を行い悪あがきを続けました。私たちのこれまでの闘いにより組合側の正当性が第三者機関でも認定・確定しました。会社は非を認め、速やかに「謝罪文」を手交することを訴えます。

しかし、私たちのおかれている職場にあっては、葛西JR東海名誉会長が君臨し独裁的な体制のもと推し進められているリニア中央新幹線建設による徹底した効率化と経費削減が行われ、従順な社員づくりと、ものを言う労働組合の破壊に向けて手段を選ばない攻撃にでてきています。また、葛西JR東海名誉会長にあっては「安保法制懇」にも名を連ね「集団的自衛権を行使できるように速やかに憲法解釈を変更すべき」と主張しています。今後も、私たちは働く者が主人公となり、安心して働ける職場環境、安心して暮らせる社会の実現を目指して組織一丸となって奮闘していかなければなりません。

この間の闘いに協力して頂いた仲間みなさんと、賛同して頂いた多くの関係者のみなさんに心から感謝いたします。しかし、会社からの弾圧はこれに止まることはありません。今後も職場から闘いを継続していくとともに、JR総連に結集する全国の仲間と共に団結して闘ってまいります。

以上

2014年10月20日

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
行政訴訟「M」最高裁勝利判決報告集会

